

結城市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年12月25日

結城市監査委員 國府田 均
結城市監査委員 大橋 康則
(公印省略)

別紙「令和7年度定期監査結果報告書」

令和 7 年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査の対象

令和 7 年度に係る市長部局、議会事務局、教育委員会(小学校を除く。)、そのほかの行政委員会事務局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。なお、必要に応じて前年度の執行状況等についても対象とした。

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように配慮しているか、組織及び運営の合理化に努めているかに着目した。

また、重点監査事項とした「公の施設及び財産の管理等に関すること」については、所管している公共施設を含む建物、土地、債券・基金及び諸証券等について、各課長等より保有状況を聴取した。

4 準拠する基準

結城市監査基準

5 監査の主な実施内容

令和 7 年度定期監査実施計画に基づき、監査対象課所等から事前に提出された資料について、あらかじめ事務局職員による事前監査を実施し、監査委員の監査では課長等から事務事業の執行状況、課題等を聴取の上、関係資料を審査照合した。

6 監査の実施場所及び日程

本庁の課所等は庁内の監査委員事務局、そのほかの課所等にあっては実施施設の会議室等で実施した。

日程は、次のとおりである。

日程	実施対象課局等
令和7年 10月15日	社会福祉課、介護福祉課 結城東中、結城中
10月16日	商工観光課／企業立地推進室、監査委員事務局 秘書課、税務課、収納課
10月17日	結城南中、生活環境課
10月23日	区画整理課、防災安全課、 保険年金課、財政課、農業委員会事務局
10月28日	下水道課、会計課
10月30日	スポーツ振興課、生涯学習課／公民館、水道課 都市計画課、土木課
11月11日	学校教育課／指導課、市民課、行革・デジタル推進課 山川保育所、上山川保育所、城西保育所
11月17日	人権推進課、山川文化会館、給食センター 企画政策課、まちづくり協働課、議会事務局
11月18日	農政課、総務課 子ども福祉課、契約管財課、健康増進課、

7 監査の結果

前記のとおり監査した結果、一部軽微な事項はあったものの、指摘事項に該当するものは無く、監査の対象となった事務はおおむね適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう執行され、組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

また、本報告書に記載するに至らない事項については、監査の際、当該課長等に対して口頭で改善方指導、助言した。事務処理上の手続き等で今後留意を要する事項については、別途事務局長から文書をもって注意を促す予定である。

なお、監査の着眼点とした事項等に违背するものは認められなかった。

部局別の結果については、次のとおりである。

(1)総務部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(2)企画財務部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(3)市民生活部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(4)保健福祉部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(5)経済環境部

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(6)都市建設部

財務事務・事務事業・経営に係る事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(7)教育委員会

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

(8)部に属さない課局等

財務事務・事務事業の執行・管理は、一部軽微な事務手続き等を除き、おおむね適正に行われていたことを認める。

8 むすび

社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスに対するニーズが高度化、多様化する中で、市政運営が健全性、透明性の確保の下、合規性、経済性、有効性、効率性等に十分配慮の上、事務事業の執行に努め、市政に対する市民の期待と信頼に応えるため、監査を通しての所感を意見として付言するので、公正で効率的な市政運営に資するよう配慮願いたい。

(1)老朽化施設への対応について

社会資本の整備については、令和 7 年度予算編成方針において、中長期的な視点に立って事業の必要性、緊急性、公共性、優先度、費用対効果等を検討するとともに、特定財源のあるものは関係機関との連絡を密にし、過大見積りとならないよう十分協議することとしており、特に公共施設に関しては、結城市公共施設個別施設計画を踏まえ、ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う市民サービスの充実が図られるか、他の代替手段により対応可能かなど、様々な角度から効果を十分に検証することとしています。

市内には過去に建設された公共施設等が、一斉に耐用年数が通り、更新時期を迎える建物・施設が多数存在します。ともに 46 年以上経過する山川・上山川保育所、50 年以上経過する結城南中学校や下水道浄化センターなどの教育施設関連や公共インフラ施設は、多岐にわたり更新・修繕・長寿命化など維持管理コストの増大が見込まれます。

しかしながら直近では、政府関連の特定財源や一部補助金の内示額の低下などが見受けられ、財源の確保にご苦労されている一面も伺えました。

こうした状況において、1 点目として、まずは各施設の収支や利用状況など、経済性・有効性・効率性・住民サービス上の課題点などを整理・分析し、施設の長寿命化や、施設の統廃合による集約化・複合化等を検討するなど、個別施設計画を踏まえた総合的な管理計画の見直しを進め、今後発生してくる維持管理コストを抑えていく必要があると思われま

す。2 点目として、施設の管理には、すでに一部実施されていますが、「IoT」や「センサー」での施設の状況を常時監視し、修繕のタイミングを最適化できるよう予防保全型管理も効率的であると思われま

す。3 点目としては、昨年「設備投資」の件で申し上げた民間との連携です。昨年申し上げた「民間委託」、「指定管理」、「PPP・PFI」といった公共施設への設備投資の手法により、更新費用を民間と分担し、効率的な運営を図ることも可能と思われま

す。一部の地方自治体では更に「DBO・BTO・BOT」を導入するなど、老朽化施設への対応は様々な選択肢があり、手段の最適性と投資効果、ランニングコスト等を考慮し、官民連携を活用していくべきものと思われま

(2) 社会保障費(扶助費等)増大への対応について

扶助費等については、毎年多額の不用額と国庫支出金の返還が生じている状況である。事業費の見積りにあたっては、前例や計画値に固執せず、過去の決算額に基づく分析や検証を踏まえ、制度改正や社会情勢の変化を的確に把握し、対象者や単価等の積算根拠について十分に精査した上で、過大とならないよう真に必要な額を算定し、要求することを基本方針としています。

本市においては、こども福祉関連や健康増進分野においては手厚い制度が用意され充実しているが、特定健診の受診率(30.1%:県内最下位)やがん検診等も低い状況にあり、予防接種においても带状疱疹の接種率が9月末で定期接種12%、任意接種1.02%の状態です。市ホームページや広報誌のほか通知等も発送はしており、年度末にかけて推移を見守りたい。

また、健康・医療・福祉部門においては、前半半年の時点では予算の執行率が低く、12月・3月補正の割合が多く、年度末に執行が多く偏っている。他部門と比較し、国等の制度改正が多く補助金・交付金も大きい。そのため定期監査の時点では、予算執行の有効性や効率性を精査することが極めて難しい状況である。

行政上福祉関連には、どうしても支援拡充・拡大傾向になりがちな項目であるものの、扶助費等の削減を考慮すれば、重複支出の検証や応能負担の啓発も必要であると思われます。

こうした状況において、1点目として、医療・介護・福祉を一体的に提供する体制を、日常生活圏域単位で整備し、重複サービスや重複支出を抑制することで費用の削減に繋がるものと思われる。

2点目として、昨年より行革・デジタル推進課をトップに、IT デジタル人材による業務のDX化が各課で進められていることから、医療・介護の現場でのICT導入を進め、情報共有や業務効率化を図っていくことも費用の削減に繋がるものと思われる。

3点目として、高齢者の健康は、消費活動や労働に繋がり、地域の経済を活性化させます。元気な高齢者の社会参加を促すことで孤立防止や健康維持が図られ、結果的に福祉依存を減らすことに繋がるものと思われる。

(3) 財政(歳出増)への対応について

令和7年度の財政見通しにおいて、歳入面では、エネルギー・食料品等の価格高騰や円安の進行による輸入物価への影響など、地域経済の先行きの不透明感は続いており、本市においても市税をはじめ国・県税を由来とする各種交付金や地方交付税への影響は大きいと推察され、昨年同様の上積みも期待できるものではないと思われます。

一方、歳出面では、今後も労務費の上昇や物価高騰の影響、人手不足や資材高騰に起因

する普通建設事業費の上昇が見込まれるほか、社会保障関連経費や人件費、公債費の増加に加え、老朽化が進む公共施設の維持管理・修繕等の経費も、多額となることが見込まれています。

令和 7 年度予算編成方針で示された「令和 7 年度予算見込額等に関する調」では、『令和 7 年度の財源不足額は、前年度と比較して約 2 千万円増加し、約 14 億 4 千万円と想定されている。』と記されています。単年度収支の 3 年連続赤字は、繰越利益の減少が見込まれるほか、経常収支比率の上昇は、先々、財政の硬直化が懸念されます。

こうした状況を改善していくには、歳入と歳出のバランスをどのように図っていくかに掛かっており、一般企業でいえば貸借対照表(B/S)を基に企業体の現状分析を行い、どの強みを伸ばし、どの弱みを補強していくかを、PDCAやマーケティング活動に落としこみ、損益計算書(P/L)上の計画利益(黒字)をどう確保していくかに尽きます。

まず 1 点目として、ふるさと納税の戦略的活用が上げられます。他市町村に比較し寄付額はいまだ低い反面、伸びしろは大きく、部局横断的な取組みにより財源確保の有効な手段になると考えられます。令和 7 年度より返礼品のプロモーションを担う仲介サイト業者を変更したことで、半年で 9 千 5 百万円に上り、令和 6 年度 1 年間の 7 千 2 百万円をすでに上回っています。企業版ふるさと納税は、対象先が限られており、現在 6 社 280 万円となっています。

栃木県鹿沼市では 11 月に「ふるさと納税課」、及び納税 PR 用の「都内サテライトオフィス」を新設する方針を固めたと報道されています。

本市においても本来の主旨に基づき、かつルールに則り、適正規模で戦略的に活用していくことで、財源確保に大きなメリットをもたらしてくれるものと考えられます。今後企業版ふるさと納税も含め寄付額を増加させていくには、部局横断的なプロジェクトチームを組成し、全部局の知恵とマンパワーを集結し、取組みを強化していくことも一つの手段であると考えられます。また、返礼品に体験型や社会貢献型返礼品を加えるなど差別化も必要と考えられます。

2 点目として、公共施設の利活用による収益化が上げられます。まず、市の保有する遊休資産や不稼働資産の処分、廃止除去、利活用です。現在使われていない公共施設や公用地、今後統廃合などで生じてくる廃校や空き施設などを、地域の拠点や民間施設に利活用することで新たな収益が期待できます。

公共施設の運営方法についても、今後新たに「民間委託」、「指定管理」、「PPP・PFI」等を活用することで歳出削減の効果をもたらすものと考えられます。

3 点目として、税収を増やすこと。歳入の増加を図っていくには地域経済の底上げが必要です。雇用の場があって人が集まり、生産・労働・消費の経済活動が伴います。「結城市まち、ひと、しごと創生総合戦略」に掲げられている重点プロジェクトを中心に各事業の集中と選択を徹底し、限られた財源を効果的な配分を行い、事業の推進を図ることとしています。今後、観光業・農業・製造業などの稼げる分野への重点投資も考慮されたい。

(4) 事務リスク・法務リスクへの対応について

近年上場企業などにおいて、組織的なコンプライアンス違反や、不適正な会計処理や決算に起因する金融商品取引法違反などが相次いで発生しており、企業ガバナンスや法務リスクへの管理体制の不備や形骸化が問われています。その際、担当していた大手監査法人の責任も追及されることになり、以前にもまして監査の重要性・責任は大きくなっています。

今般、本市において、議会の承認を得ず予備費を充用し契約に至っていることについて、事務手続き上違法ではないかとの疑義を招き、住民監査請求が提出される事案がありました。地方財務実務提要においては、『実務上、やむを得ない場合には取扱いが不可能ではない。』と記されていますが、本来であれば補正を組み、進めるべきケースであったと思われます。今回のように予備費を充用する場合、その特殊性や議会の修正権等に配慮し、慎重な対応が不可欠であったと考えられます。

今回、住民監査請求が提出されたことについては、地方自治体として真摯に受け止め、事務の取り扱いにあたっては、地方自治法第 2 条第 16 項に基づき、法令・条例等に則った堅実、かつ正確な行政事務の徹底に努めて行くことが望まれます。また、今後業務の中にリーガルチェックを組み込み、内部統制がより着実に浸透するよう体制を整えていくことが、同様事案の再発防止、及び事務の改善にも繋がるものと考えます。

今回の様な大規模、かつ、今後の財政に大きな影響を及ぼすプロジェクト事業については、細部にわたり、より慎重な財務事務の取り扱い(確認・検証)が望まれます。

今後考えられる対策としては、業務の効率化や法令遵守を更に進めるために内部統制制度を導入し、職場環境や職員の意識改善に取り組むことが理想的です。

しかし、こうした制度が導入されていなくとも、定期的に「事務リスク管理委員会」や「コンプライアンス委員会」を開催するなどして、事務リスク・法務リスク関連の知識や事例等の情報を共有化することもスキルアップに繋がるものと思われます。

また、各課が自ら業務リスクを評価し、予防策を立てる「リスク評価シート」を使って事務の適正執行を図っていくことも、事務ミス防止や業務の効率化に有効と思われます。

現在、行革・デジタル推進課において、全部局に係わる DX 推進項目を作業評価シートに落としこみ、DX 化の推進を図りつつ、進捗管理を行っています。「リスク評価シート」についても DX 化により、スムーズに導入可能と思われます。

今後、社会福祉関連や医療・介護に対するニーズの高まりにより、住民の行政に対する意識は着実に上がってくるものと思われます。行財政運営においても、企業におけるコーポレート・ガバナンスと同様に、運営の透明性を高めるとともに様々なリスクに対応する必要性に迫られています。部課局全庁において管理職も含め「事務リスク」・「法務リスク」への備えや意識改革が必要になっていると思料致します。